

請 書



令和 6年11月21日

横浜市交通事業管理者

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 SKGホールディングス株式会社
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦



横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 ブラスト用手袋（フランジ付）2セット

契約区分 確定契約 概算契約（概算数量契約）

契約金額

	百	+	万	千	百	+	円
		¥	2	1	5	6	0

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

	万	千	百	+	円
	¥	1	9	6	0

免税業者

件 名（品名：品質、形状等）	数 量	単 価	金 額
ブラスト用手袋（フランジ付） 東和コーポレーション 826	2セット	9,800 円	19,600 円
合 計			19,600 円

納入場所（履行場所） 交通局上永谷車両基地修繕工場

納入期限（履行期間） 令和6年12月25日

前 金 払 しない する

部 分 払 しない する（ 回以内）

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 賃貸借契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）